

広島県告示第八百五十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十四年十一月二十二日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十一月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

大崎下島循環線

三 道路の区域

区 間		新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
新	旧	新	旧			
呉市豊町沖友字下原一〇四五番一地先から 呉市豊町沖友字下原一〇四五番一地先まで		二・七〇〇 一〇・一〇〇	二・七〇〇 一〇・一〇〇	六・四〇〇 四・八〇〇	二二八・〇〇〇 一一七・〇〇〇	ダブルウェイ
呉市豊町沖友字下原一〇四五番一地先から 呉市豊町沖友字下原一〇四五番一地先まで		五・五〇〇 六・二〇〇	五・五〇〇 六・二〇〇	七・六〇〇 五・五〇〇	三九・二二〇 三九・二二〇	拡幅